危険ブロック塀等撤去の流れ

受付　４月第２月曜
～
終了　１２月第３金曜

手順①

申請者

※所有者以外の代理申請も可能です

事前相談 → 豊後高田市

見積取得 → 施工会社

・事前相談と必要書類の取得

ブロック塀等が補助の対象となるか豊後高田市に事前相談をお願いします。条件としては
①道路に面している（私道を除く避難経路）
②道路からの高さが１ｍ以上のもの
③ひび割れ又は傾きが認められるもの
補助の対象であることが確認できた場合は施工会社に見積の依頼をお願いします。

必要な書類

（１）危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書「様式第１号」
（２）位置図（現場案内図）
（３）配置図（ブロック塀の位置、構造、延長及び高さが記載されたもの）
（４）補助対象工事に係る見積書の写し
（５）その他市長が必要と認める書類

※位置図、配置図等は申請者又は施工会社が作成し提出して下さい。

※所有者と申請者が異なる場合は所有者の承諾書が必要になります。

手順②

申請者 → 豊後高田市（申請）

・申請

申請書と必要書類を豊後高田市に提出します。

手順③

豊後高田市 → 申請者（通知）

・内容審査と交付決定

申請内容を審査し、現地調査のうえ交付決定通知を発行します。（補助金額の決定）
工事金額の１/２（上限１０万円）が補助金額となります。

手順④

申請者 ⇔ 施工会社（契約・工事）

・施工会社との契約、撤去工事

施工会社と契約を行い、撤去工事を行います。

手順⑤

申請者 → 豊後高田市（報告）

・完了報告、請求

完了報告書と請求書を豊後高田市に提出します。

必要な書類

（１）危険ブロック塀等除却事業補助金工事完了報告書「様式第７号」
（２）除却工事に係る写真（着工前、施工後及び施工状況のわかるもの）
（３）工事費の領収書の写し
（４）その他市長が必要と認める書類

手順⑥

豊後高田市 → 申請者（通知・支払い）

・確定通知、補助金交付

完了報告を審査し、交付確定通知を発行します。（補助金額の確定）
その後、請求書を受付け補助金を交付します。